

奈良県告示第百三十号

奈良県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程（平成十一年三月奈良県告示第六百七十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二十一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（休業日の特例）

- 2 平成二十四年七月二十一日から同年八月二十七日までの間に限り、第四条第一号中「土曜日」とあるのは、「月曜日」とする。